

---

**「大阪府における介護サービス情報の公表・自主点検等の  
具体的取組み」**

---

**制作 財団法人大阪府地域福祉推進財団**

この資料は平成18年7月19日、20日の両日に開催いたしました「介護サービス情報の公表等の意義と具体的取組み」において使用した資料の一部を講師のご了解を得て配付させていただくものです。なお、資料の改変、また営利目的での無断使用については一切禁止させていただきます。

# 「介護サービス情報の公表」について

## 1 目的

介護保険法改正に伴い平成18年4月1日から、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況を調査し、客観情報をインターネット等により公表する、「介護サービス情報の公表」制度が始まります。この制度は、介護サービスの利用者等が介護サービス事業者の情報を入手し易い環境を整備し、その情報を比較することにより、主体的に介護サービス事業者を選択できるようにすることを目的としています。

## 2 介護サービス情報の公表制度の概要

### (1) 大阪府における事業の実施体制

「介護サービス情報の公表」の実施に当たり、大阪府では、「指定調査機関」及び「指定情報公表センター」を指定し、「指定調査機関」が調査に関する業務を、「指定情報公表センター」が情報の公表に関する業務をそれぞれ行うこととしています。

### (2) 公表する情報(介護サービス情報)の内容

公表する介護サービス情報は、「基本情報」と「調査情報」です。「基本情報」は、公表する介護サービス情報のうち、事業所の所在地、電話番号、利用者数、職員配置等の基本的な情報で、原則として介護サービス事業者の報告をそのまま公表します。

一方、「調査情報項目」は、調査員が訪問調査により事実確認をした上で公表します。例えば、「事業所の全職員を対象としたプライバシー保護に関する研修を行っている。」「サービスの利用開始時に重要事項に関して説明し、同意を得ている。」等の項目について、介護サービス事業者が根拠となる資料(研修の資料、署名押印のある重要事項説明書等)を調査員に提示し、調査員が根拠資料に基づき事実確認を行った結果を公表します。

### (3) 事業の流れ

#### 年間計画の作成・通知及び手数料の納付

大阪府が作成した年間計画に基づき、指定情報公表センターは、指定調査機関及び介護サービス事業者あてに調査実施に関する通知を行います。

介護サービス事業者には、通知書及び手数料の納付書を郵送します。この納付書により手数料を納付してください。

手数料は大阪府の条例の規定により、1サービス事業所ごとに、

調査手数料46,600円、公表手数料15,000円、合計61,600円です。

なお、調査手数料及び公表手数料は、1枚の納付書で一括して納付できるようにしています。

#### 訪問調査の日程調整

指定調査機関は、指定情報公表センターから通知された計画に基づき、介護サービス事業者と訪問調査の日程調整を行います。

#### 情報の報告

介護サービス事業者は、指定情報公表センターのホームページ(アドレスは、「<http://www.osaka-kaigohoken-kohyou.jp>」です。)に登載されている調査票のファイルを使用して、調査項目等の所定事項を入力し、電子メール又は、電子媒体(フロッピーディスク等)で、指定情報公表センターに送付します。

指定調査機関あて調査票の送付

指定情報公表センターは、介護サービス事業者から送付された調査票を当該事業者の調査を担当する指定調査機関あてに送付します。

訪問調査の実施

指定調査機関は、事業所を訪問し、介護サービス事業者から報告された調査票の内容に基づき、事実確認の調査を行います。

調査結果の報告

指定調査機関は、調査結果を指定情報公表センターに報告します。

情報の公表

指定情報公表センターは、調査結果に基づき介護サービス情報をインターネット等により公表します。

#### (4) 対象となるサービス

対象サービスの種類は、順次、厚生労働省令により規定されますが、平成18年度に対象となるサービスは次の9サービスです。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設。

### 3 指定情報公表センターについて

#### (1) 業務内容

公表計画の策定

指定調査機関から提出された調査結果の公表に関する計画を策定します。

データ入力及び情報の公表(インターネット登載等)

介護サービス情報をインターネット等で公表するための作業を行います。

手数料収納事務

公表手数料の収納事務を行います。また調査手数料の収納事務を代行します。

公表システムの維持管理

介護サービス情報の公表用サーバー等のシステムの維持管理を行います。

調査票(データ)の保管

調査票(データ)については、2年間保管します。

介護サービス情報の公表制度の普及・啓発

インターネットやパンフレットの配布等により、本制度の普及・啓発を図ります。

その他

その他公表に関する必要な業務を行います。

#### (2) 秘密保持義務

指定情報公表センターの役員、職員は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁じられています。秘密保持義務に違反する場合の刑法その他罰則の適用については、公務員と同様にみなされます。

#### (3) 大阪府の指導監督

情報公表事務の公正かつ的確な実施を確保するために、大阪府は指定情報公表センターに対し、必要な報告を求めると、関係者に質問すること及び指定情報公表センターの事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿類その他の物件を検査することができず。

### 4 指定調査機関について

法人であること、調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと、調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと等の指定基準を満たしている者が指定調査機関として指定されます。

(1) 業務内容

調査員の確保

指定調査機関は、大阪府又は大阪府が指定する者が行う「調査員養成研修」の課程を修了している者を、調査員として確保します。

訪問調査の日程調整

大阪府が作成する調査の年間計画に基づき、調査対象事業者と訪問調査の日程調整を行います。

訪問調査の実施

(ア) 訪問調査は調査員2名で行います。

(イ) 調査員のうち1名は、介護サービスに関する知識を予め有する者(介護支援専門員等)とします。

調査結果の報告

調査員の訪問調査終了後、速やかに、指定情報公表センターに調査結果を報告します。

その他

その他調査に関する必要な業務を行います。

(2) 秘密保持義務

指定調査機関の役員、職員、調査員は、調査に関して知り得た秘密を漏らすことを禁じられています。秘密保持義務に違反する場合の刑法その他罰則の適用については、公務員と同様にみなされます。

(3) 大阪府の指導監督

調査事務の公正かつ的確な実施を確保するために、大阪府は指定調査機関に対し、必要な報告を求めること、関係者に質問すること及び指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿類その他の物件を検査することができます。

5 介護サービス事業者について

(1) 報告対象事業者

関係政省令の規定により、前年の介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。)以下の事業者は対象外となります。平成18年度の対象事業所については、平成17年1月から平成17年12月までの1年間の介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。ただし要支援者分を除く。)以下の場合調査の対象外となります。

(介護報酬支払額が100万円(利用者の1割負担分を含む。ただし要支援者分を除く。)以下の事業者であっても、情報の公表を希望する場合はこの限りではない。)

(2) 公表情報の責任主体

「介護サービス情報の公表」は介護サービス事業者の責任において、情報を公表する仕組みであり、したがって、公表された情報の内容がサービス提供の現場で実現しているか否かの責任は、介護サービス事業所に有ります。

このことから、介護サービス事業者は公表された情報について、公表情報と実績との乖離があった場合に、利用者等から適切な説明が常に求められることとなるので、事実に基づく情報を真摯に公表するという基本的な姿勢が強く求められます。

(3) 報告の義務等について

介護サービス事業者は、介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する指定情報公表センターに介護サービス情報を報告しなければなりません。

(介護保険法第百十五条二十九第1項)

都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービス情報を報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は指定調査機関が行う調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、調査を受けることを命ずることができます。

また、介護サービス事業者がその命令に従わないとき、都道府県知事は、その指定（介護老人保健施設については許可）を取り消し、又は指定（介護老人保健施設については許可）の全部若しくは一部の効力を停止することができます。（介護保険法第百十五条の二十九第4項及び第6項）

## 〔 参 考 〕

### 1 大阪府

健康福祉部 医務・福祉指導室 事業者指導課 企画調整グループ  
大阪市中央区大手前二丁目1-22  
電話番号 06-6941-0351 内線 4487、4483

### 2 大阪府指定情報公表センター

財団法人 大阪府地域福祉推進財団 大阪府介護サービス情報公表センター  
大阪市中央区谷町五丁目4番13号  
電話番号 06-6766-1311

### 3 大阪府指定調査機関

- (1) 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター  
大阪市中央区中寺一丁目1番54号  
電話番号 06-6762-9476
- (2) 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会  
大阪市天王寺区東高津町12番10号  
電話番号 06-6765-5610
- (3) 特定非営利活動法人 市民生活総合サポートセンター  
大阪市北区天神橋二丁目北1番21号八千代ビル東館9階  
電話番号 06-6358-5700
- (4) 特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター  
大阪市中央区常盤町二丁目1番8号  
電話番号 06-6941-5448
- (5) 財団法人 大阪府地域福祉推進財団 ファイン介護サービス情報センター  
大阪市中央区谷町五丁目4番13号  
電話番号 06-6766-0680

# 介護サービス情報の公表の仕組み

## 介護保険の事業者及び施設

### 〈介護サービス情報〉

(介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める。)

#### 〈基本情報項目〉

基本的な事実情報であり、公表だけで足りるもの

例えば

- ・事業所の職員の体制
- ・床面積、機能訓練室等の整備
- ・利用料金、特別な料金
- ・サービス提供時間 等

#### 〈調査情報項目〉

事実かどうかを客観的に調査することが必要な情報

例えば

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取組の有無 等

そのまま報告  
(年に1回程度)

報告  
(年に1回程度)

### 指定調査機関(都道府県が指定)

中立性・公平性の確保  
調査の均質性の確保

調査員の養成・登録  
(指定調査員養成機関または都道府県が実施)

報告内容について  
事実かどうか調査

### 指定情報公表センター(都道府県が指定)

〈介護サービス情報を公表〉

参照

介護サービスの利用者・家族など  
介護サービス情報に基づく比較検討を通じて、介護保険事業者を選択

# 介護サービス情報の公表制度における一般的な事務の流れ

## 報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画の策定

### 1 内容

- (1) 都道府県知事は、毎年、介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画を定めます。
- (2) 介護サービス事業者は、報告に関する計画に基づき、介護サービス情報の報告を行います。
- (3) 指定調査機関は、調査事務に関する計画に基づき、介護サービス情報の調査を行います。
- (4) 指定情報公表センターは、情報公表事務に関する計画に基づき、介護サービス情報を公表します。

### 2 手順

- (1) 計画の制定  
都道府県知事が介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画を定めます。
- (2) 計画の公表  
都道府県知事は、介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画を公表します。

### 3 報告、調査及び公表に係る計画の内容

- (1) 基本的事項
  - (イ) 報告に関する計画に定める事項
    - 報告の方法
    - 計画の基準日
    - 計画の期間
    - 報告の対象となる介護サービス事業者
    - 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限
  - (ロ) 調査事務に関する計画に定める事項
    - 計画の期間
    - 介護サービス事業者ごとの調査を行う月
    - 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関の名称
  - (ハ) 情報公表事務に関する計画に定める事項
    - 計画の期間
    - 介護サービス情報の報告の受理に関する事項
    - 公表を行う月
- (2) 計画の策定手続き
  - (イ) 計画の基準日の設定  
計画の基準日を設定することにより、報告に関する計画の対象となる介護サービス事業者を特定します。
  - (ロ) 報告の対象となる介護サービス事業所の選定

国民健康保険団体連合会からの情報提供に基づき、報告の対象となる介護サービス事業者の選定を行います。

なお、報告の基準日前1年間において、介護サービスの対価として支払いを受けた金額(介護保険法第41条第4項、第46条第2項又は第48条第2項の規定による額)が100万円以下である介護サービス事業者については、対象としません。

#### (ハ) 指定調査機関の割り振り

各指定調査機関の調査可能な介護サービスの種類及び件数を勘案して、月ごとに、調査する介護サービス事業所の割り振りを行います。

## 介護サービス情報の報告の受理

### 1 内容

報告及び情報公表事務に関する計画に基づき、各介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受理します。

### 2 手順

#### (1) 報告の様式等の通知

指定情報公表センターは、介護サービス事業者に対して、適宜、報告の様式等を通知します。その際、調査を行う月及び調査を行う指定調査機関の名称等を通知します。

#### (2) 介護サービス情報の受理

指定情報公表センターは、各介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受理します。

#### (3) 介護サービス情報の「都道府県介護サービス情報公表システム」への登録

指定情報公表センターは、報告のあった介護サービス情報を、都道府県介護サービス情報公表システム(以下「公表システム」という。)に登録します。

\* 公表システムに登録するのみなので、この段階では一般に公表されません。

#### (4) 介護サービス情報の指定調査機関への通知

指定情報公表センターは、報告のあった介護サービス情報を公表システムから出力し、調査を実施する指定調査機関に通知します。

#### (5) 介護サービス情報の変更の受理

介護サービス情報のうち「基本情報」の変更があった場合には、当該変更の報告を受理します。

## 介護サービス情報の調査

### 1 内容

指定調査機関は、調査事務に関する計画に基づき、報告のあった介護サービス事業者の介護サービス情報の(調査情報のみ)の調査を行います。

### 2 手順

#### (1) 調査を行う日程の調整

指定調査機関は、調査事務に関する計画に基づき、調査を行う介護サービス事業者と調査を行う日程を調整します。

#### (2) 調査を行う日程の確定

指定調査機関は、指定情報公表センターから通知( - 2 - (4)の通知)があった後、調査を行



う日程を確定し、調査員に調査を行う介護サービス事業所を通知します。

(3) 調査の実施

指定調査機関は、調査員を介護サービス事業所に派遣し、調査を行います。

(4) 調査結果の報告

指定調査機関は、調査員の調査終了後、指定情報公表センターに対し、調査結果を報告します。

3 調査の方法

(1) 調査員は2名で、調査を行う介護サービス事業所に訪問し、当該事業所を代表する者(当該事業所の介護サービス情報に関して、責任を有する者。)と面接調査の方法により行います。

(2) 調査員は、調査開始前に、本制度の趣旨・目的、調査員の守秘義務、調査の実施方法、調査結果の同意等について、当該事業者に対し説明を行います。

(3) 調査員は、確認のための材料(帳票類等)のうち、介護サービス事業者が「あり」と報告した事項について、基本的に当該事業者が提示する「確認のための材料」の事実の有無を確認します。確認のための材料の内容に関する評価、改善指導等を行いません。

(4) 調査員は、原則、当該事業者から提示された「確認のための材料」を持ち帰ることはできません。

(5) 調査員は、調査終了後、調査を行った当該事業者から調査結果について、事実誤認がない旨の同意を得ます。

## 介護サービス情報の公表

1 内容

指定情報公表センターは、情報公表事務に関する計画に基づき、調査を行った介護サービス情報を公表します。

2 手順

(1) 調査結果の受理

指定情報公表センターは指定調査機関から報告のあった調査結果を受理します。

(2) 調査結果の公表システムへの登録

指定情報公表センターは、調査結果を公表システムに登録します。

(3) 介護サービス情報の公表

指定情報公表センターは、調査を行った介護サービス情報(基本情報と調査情報)を公表します。(この段階で一般に公表されます。)

(4) 介護サービス情報公表支援センター(社団法人シルバーサービス振興会に設置。)への介護サービス情報の提供

指定情報公表センターは、公表した介護サービス情報を介護サービス情報公表支援センターに提供します。

(5) 介護サービス情報の変更の公表

介護サービス情報のうち「基本情報」の変更があった場合には、当該変更を公表します。

\*\*\*\*\*

## 面接調査の方法

\*\*\*\*\*

面接調査は、調査情報の各項目において特別な記載が無い限り、原則として次の方法で実施します。  
また、面接調査は調査員2名で行います。

### 1 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とします。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前一年間とします。

### 2 確認のための材料の調査方法に係る共通的事項

- ① 調査は、調査情報の確認のための材料のうち、事業者が、当該材料がある旨報告した事項について行うものとし、
- ② 確認のための材料の調査は、事業所が提示する当該材料の事実の有無を確認するものとし、この場合、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとし、
- ③ 確認のための材料欄の記述において、「A、B又はC」とある場合は、A、B、Cのうちいずれか1つが確認できればよいものとし、「A、B及びC」とある場合は、A、B、Cの全てが確認できなければならないものとし、
- ④ 確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件以上確認します。
- ⑤ 確認のための材料については、紙、電子媒体等の形式は問わないものとし、
- ⑥ 確認のための材料に記載している「利用者又はその家族」には、その代理人を含むものとして差し支えないこととし、
- ⑦ 調査情報に予め記載している確認のための材料の名称は、一般的に考えられるマニュアル、実施記録等の名称の例示ですので、各事業所における具体的な確認のための材料の名称は異なっても差し支えありません。  
(マニュアル等は、事業者自ら作成したもの他、市販のマニュアル、テキスト等の活用の別を問いません。)
- ⑧ 事業計画等当該公表に係る介護サービス事業所又は施設を運営する法人全体の方針等に関わる確認のための材料については、介護サービス事業所又は施設の単独の資料が無くとも、当該事業所又は施設に係る事業計画等であることが確認できれば差し支えありません。
- ⑨ 会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日時、出席者及び実施内容の概要を確認するものとし、
- ⑩ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修に参加させるものの別を問わないものとし、

平成18年度「介護サービス情報の公表」市区町村別、担当調査機関別調査計画

市区町村コード	地域	区名	担当調査機関	調査実施年月
271021	大阪市	都島区	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年8月
271039	大阪市	福島区	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年9月
271047	大阪市	此花区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年7月
271063	大阪市	西区	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年8月
271071	大阪市	港区	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年10月
271080	大阪市	大正区	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年10月
271098	大阪市	天王寺区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年8月
271110	大阪市	浪速区	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年10月
271136	大阪市	西淀川区	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年10月
271144	大阪市	東淀川区	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
271152	大阪市	東成区	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
271161	大阪市	生野区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年12月
271179	大阪市	旭区	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成19年2月
271187	大阪市	城東区	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成19年2月
271195	大阪市	阿倍野区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年10月
271209	大阪市	住吉区	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年2月
271217	大阪市	東住吉区	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成19年2月
271225	大阪市	西成区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年11月
271233	大阪市	淀川区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成19年2月
271241	大阪市	鶴見区	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成19年3月
271250	大阪市	住之江区	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成19年3月
271268	大阪市	平野区	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	平成18年9月
271276	大阪市	北区	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年3月
271284	大阪市	中央区	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成19年3月
271403	泉北	堺市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年10月、11月
272027	泉南	岸和田市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年11月
272035	豊能	豊中市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年7月
272043	豊能	池田市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年7月
272051	三島	吹田市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年8月
272060	泉北	泉大津市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年10月
272078	三島	高槻市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年8月
272086	泉南	貝塚市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年11月
272094	北河内	守口市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年9月
272108	北河内	枚方市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年9月
272116	三島	茨木市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年8月
272124	中河内	八尾市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年12月
272132	泉南	泉佐野市	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年11月
272141	南河内	富田林市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
272159	北河内	寝屋川市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年9月
272167	南河内	河内長野市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成19年1月
272175	中河内	松原市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年12月
272183	北河内	大東市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年9月
272191	泉北	和泉市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年10月
272205	豊能	箕面市	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年7月
272213	中河内	柏原市	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年12月
272221	南河内	羽曳野市	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成19年1月
272230	北河内	門真市	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	平成18年9月
272248	三島	摂津市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年8月
272256	泉北	高石市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年10月
272264	南河内	藤井寺市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成19年1月
272272	中河内	東大阪市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年12月、平成19年1月
272281	泉南	泉南市	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年11月
272299	北河内	四條畷市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年9月
272302	北河内	交野市	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年9月
272311	南河内	大阪狭山市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
272329	泉南	阪南市	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成18年11月
273015	三島	島本町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年8月
273210	豊能	豊能町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年7月
273228	豊能	能勢町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年7月
273414	泉北	志岡町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年10月
273619	泉南	熊取町	財団法人大阪府地域福祉推進財団	平成18年11月
273627	泉南	田尻町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年11月
273660	泉南	岬町	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	平成18年11月
273813	南河内	太子町	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
273821	南河内	河南町	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月
273830	南河内	千早赤阪村	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会	平成19年1月

- 1 訪問調査は、担当調査機関が上記調査実施月に、市区町村ごとに所在する調査対象事業所・施設の全てに行います。
- 2 調査の実施に関する通知を、調査月の前月10日頃、情報公表センターから郵送します。
- 3 調査票の提出は、調査月の前月25日までに、情報公表センターに提出してください。
- 4 調査機関から、訪問調査の日程調整の連絡が入りますので、その時に訪問調査日を決めてください。
- 5 公表手数料、調査手数料は通知に記載されている納期限までに必ず納付してください。

\* 堺市については、10月、11月の2ヶ月間で調査をおこないます。詳細については決まり次第お知らせいたします。  
堺市の各区の市区町村コード

堺区(271411)、中区(271420)、東区(271438)、西区(271446)、南区(271454)、北区(271462)、美原区(271471)

\* 東大阪市については、12月、1月の2ヶ月間で調査をおこないます。詳細については決まり次第お知らせいたします。

平成18年度「介護サービス情報の公表」市区町村別調査対象事業所(施設)数

市区町村 コード	大阪市	「区」別事業 所・施設数	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	通所介護	特定施設入居 者生活介護	福祉用具 貸与	居宅介護 支援	介護老人 福祉施設	介護老人 健康施設
102	都島区	80	29	0	4	9	1	8	26	2	1
103	福島区	57	20	0	6	5	0	6	17	2	1
104	此花区	57	16	0	6	7	0	5	19	3	1
106	西区	70	24	2	4	6	1	12	17	2	2
107	港区	70	24	2	4	10	1	4	21	3	1
108	大正区	66	22	0	6	9	0	3	21	3	2
109	天王寺区	82	29	2	3	10	1	12	21	2	2
111	浪速区	58	22	0	4	6	0	9	15	2	0
113	西淀川区	77	26	2	8	9	2	6	18	2	4
114	東淀川区	128	46	3	6	22	0	7	36	5	3
115	東成区	87	28	3	6	11	1	6	28	2	2
116	生野区	190	78	2	11	20	1	14	52	8	4
117	旭区	109	38	1	7	13	1	10	30	6	3
118	城東区	135	44	2	13	17	2	9	40	4	4
119	阿倍野区	132	50	1	7	16	1	14	40	3	0
120	住吉区	165	61	1	13	17	3	15	47	5	3
121	東住吉区	145	51	1	7	14	3	16	44	5	4
122	西成区	192	71	1	16	21	2	18	57	3	3
123	淀川区	134	45	4	9	19	2	10	39	5	1
124	鶴見区	78	24	3	8	9	2	3	23	3	3
125	住之江区	105	36	0	8	11	3	9	29	4	5
126	平野区	187	60	2	11	27	5	10	60	7	5
127	北区	111	42	0	12	12	1	11	26	5	2
128	中央区	75	25	1	6	7	0	13	21	1	1
<b>大阪市合計</b>		<b>2,590</b>	<b>911</b>	<b>33</b>	<b>185</b>	<b>307</b>	<b>33</b>	<b>230</b>	<b>747</b>	<b>87</b>	<b>57</b>

市区町村 コード	市町村名	市町村別事業 所・施設数	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	通所介護	特定施設入居 者生活介護	福祉用具 貸与	居宅介護 支援	介護老人 福祉施設	介護老人 健康施設
140	堺市	722	240	16	47	94	7	69	204	30	15
202	岸和田市	175	55	4	14	30	0	16	48	5	3
203	豊中市	254	83	3	17	31	11	19	75	9	6
204	池田市	86	28	1	5	14	2	3	27	4	2
205	吹田市	233	71	2	20	39	6	18	64	10	3
206	泉大津市	54	19	0	6	9	0	3	12	4	1
207	高槻市	197	55	1	15	37	5	13	54	11	6
208	貝塚市	75	25	1	7	9	1	9	19	2	2
209	守口市	123	41	1	11	13	2	13	34	5	3
210	枚方市	244	65	4	23	36	7	14	74	13	8
211	茨木市	183	52	4	13	27	4	15	54	9	5
212	八尾市	236	78	4	14	32	5	17	67	14	5
213	泉佐野市	91	29	0	2	12	3	9	29	5	2
214	富田林市	99	31	0	6	19	1	5	31	4	2
215	寝屋川市	162	54	0	12	22	5	10	49	7	3
216	河内長野市	83	23	1	8	15	0	4	24	5	3
217	松原市	80	27	1	8	13	0	4	22	4	1
218	大東市	76	20	1	4	16	3	8	17	5	2
219	和泉市	108	37	1	8	15	0	8	29	6	4
220	箕面市	78	21	0	3	13	3	8	21	5	4
221	柏原市	56	12	2	6	10	0	5	15	4	2
222	羽曳野市	97	27	3	7	19	2	6	24	6	3
223	門真市	94	33	1	4	15	3	6	24	6	2
224	摂津市	53	15	0	4	10	0	5	13	4	2
225	高石市	45	16	0	5	5	0	3	12	2	2
226	藤井寺市	47	13	0	3	8	2	3	13	4	1
227	東大阪市	456	156	7	31	55	6	42	131	19	9
228	泉南市	54	14	0	4	9	2	5	15	3	2
229	四條畷市	31	9	0	2	6	0	1	8	4	1
230	交野市	47	11	1	5	9	3	2	11	3	2
231	大阪狭山市	46	16	1	4	3	0	6	13	2	1
232	阪南市	52	17	0	2	10	1	3	15	3	1
301	島本町	18	7	0	1	3	0	0	5	1	1
321	豊能町	22	5	0	1	8	0	1	5	2	0
322	能勢町	10	3	0	1	2	0	0	3	1	0
341	忠岡町	23	10	0	2	4	0	0	6	1	0
361	熊取町	27	5	0	1	6	1	1	9	2	2
362	田尻町	6	2	0	0	1	0	1	1	1	0
366	岬町	12	3	0	0	3	0	1	3	1	1
381	太子町	9	2	0	1	3	0	1	1	1	0
382	河南町	9	3	0	1	2	0	0	1	2	0
383	千早赤阪村	9	2	0	1	3	0	0	2	1	0
<b>大阪市以外合計</b>		<b>4,582</b>	<b>1,435</b>	<b>60</b>	<b>329</b>	<b>690</b>	<b>85</b>	<b>357</b>	<b>1,284</b>	<b>230</b>	<b>112</b>

<b>大阪府合計</b>	<b>7,172</b>	<b>2,346</b>	<b>93</b>	<b>514</b>	<b>997</b>	<b>118</b>	<b>587</b>	<b>2,031</b>	<b>317</b>	<b>169</b>
--------------	--------------	--------------	-----------	------------	------------	------------	------------	--------------	------------	------------

# 平成18年度「介護サービス情報の公表」調査機関別、月別、調査計画

## 1 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

調査月	8			9			10			11			12			1			2	3	合計							
	7	7	7	8	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12										
市区町村コード	203	207	211	215	219	224	232	236	244	254	183	53	162	58	722	52	236	99	46	9	9	9	128	87	165	111	2,824	
地域	豊能	三島	三島	北河内	北河内	三島	北河内	北河内	枚方市	寝屋川市	浪速区	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市
市区町村名	豊中市	高槻市	茨木市	摂津市	枚方市	寝屋川市	浪速区	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	
調査事業所(施設)数	254	197	183	53	244	162	58	722	52	236	99	46	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

\* 堺市については、10月、11月の2ヶ月間で調査をおこないます。詳細については決まり次第お知らせいたします。

## 2 財団法人大阪府地域福祉推進財団

調査月	8			9			10			11			12			1			2	3	合計							
	7	7	7	8	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12										
市区町村コード	204	205	209	218	219	225	225	228	236	244	254	183	53	162	58	722	52	236	99	46	9	9	9	128	87	165	111	2,824
地域	豊能	三島	北河内	北河内	北河内	北河内	北河内	北河内	枚方市	寝屋川市	浪速区	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市
市区町村名	池田市	吹田市	守口市	大東市	福島区	和泉市	高石市	大正区	西淀川区	西淀川区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区	大正区
調査事業所(施設)数	86	233	123	76	57	108	45	66	77	77	66	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77

\* 東大阪市については、12月、1月の2ヶ月間で調査をおこないます。詳細については決まり次第お知らせいたします。

## 3 社会福祉法人大阪市社会福祉協議会

調査月	8		9		10		11		12		1		2	合計
	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12		
市区町村コード	104	109	126	119	122	116	123	123	123	123	123	123	123	974
地域	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府
市区町村名	此花区	天王寺区	平野区	阿倍野区	西成区	生野区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区	淀川区
調査事業所(施設)数	57	82	187	132	192	190	134	134	134	134	134	134	974	

## 4 特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター

調査月	8		9		10		11		12		1		2	合計
	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12		
市区町村コード	220	106	223	107	213	221	222	118	124	124	124	124	124	769
地域	豊能	大阪府	北河内	大阪府	泉南	中河内	南河内	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府
市区町村名	箕面市	西区	門真市	港区	泉佐野市	柏原市	羽曳野市	城東区	鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区	鶴見区
調査事業所(施設)数	78	70	94	70	91	56	97	135	78	78	78	78	78	769
月計	78	70	94	70	91	56	97	135	78	78	78	78	78	769

## 5 特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフクラブ

調査月	7		8		9		10		11		12		1		2	3	合計
	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	1	1			
市区町村コード	321	322	102	301	229	230	206	341	362	366	217	216	117	128	128	128	725
地域	豊能	豊能	豊能	大阪府	北河内	北河内	北河内	北河内	泉南	泉南	中河内	南河内	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府
市区町村名	豊能町	能勢町	都島区	島本町	四條畷市	交野市	泉大津市	忠岡町	貝塚市	田尻町	岬町	松原市	河内長野市	旭区	中央区	中央区	中央区
調査事業所(施設)数	22	10	80	18	31	47	54	23	75	6	12	80	83	109	75	75	725

## 「介護サービス情報の公表」の報告に関する計画等について

～報告（調査）対象事業所・施設として通知を受取られた事業所・施設の皆様に～

### 1 報告に関する対象事業所・施設の特定方法について

平成18年度は、報告に関する計画の基準日を平成18年1月1日（平成18年1月1日現在で指定を受けている事業所・施設。）同計画の期間を平成18年度とし、報告及び調査の実施対象事業所・施設の特定については、厚生労働省の「支援ツール」を用いて、平成17年1月から平成17年12月までの1年間の介護報酬の審査実績（介護報酬支払額、利用者の1割負担額を含む。）から、その合計額が100万円を超える事業所・施設を報告及び調査対象事業所・施設として特定しています。

### 2 報告対象事業所・施設（「100万円」を超える事業所・施設）に係る厚生労働省の考え方

平成18年4月の法改正前の区分のうち「要支援者（法改正前の区分）」を対象として提供したサービスに係る対価については、報告に関する計画の対象事業所・施設の特定のための算定から除く旨の見解が示されました。

### 3 上記の点についての対応について

現在、「支援ツール」では、要支援者（法改正前の区分）に対してのサービス提供に係る対価をシステム上除くことができません。

従って、要支援者（法改正前の区分）に対してのサービス提供に係る介護報酬を除いて「100万円」を超える事業所・施設を正確に抽出することが事実上不可能となっております。

この点について、厚生労働省は「直接、事業所・施設に確認することにより、対象事業所・施設か否かを判断されたい。」との見解を示しています。

参考：厚生労働省Q & A

（平成18年5月22日 【第1回「介護サービス情報の公表」制度推進協議会（仮称）及び全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議資料】より抜粋）

（問2 - ）報告に関する計画の基準日前1年間の介護報酬支払実績の対象は、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費であり、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費、介護予防サービス費又は介護予防サービス計画費は対象外経費と考えてよいか。

（答）平成18年度に介護サービス情報の公表制度の対象となる訪問介護、訪問入浴介護その他の9サービスは、いずれも介護給付の対象サービスであることから、お見込みのとおり、居宅支援サービス費等又は介護予防サービス費等は対象外経費である。

（平成18年6月1日 厚生労働省老健局振興課介護サービス振興係事務連絡より抜粋）

(問2 - )平成17年度以前の介護報酬支払実績額から居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費を除く具体的な方法如何。

(答)本件については、次の取扱いをお願いします。

居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費を含む介護報酬支払実績額に基づいて、計画の対象事業所を特定する。

当該事業所に対して、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費を除いた場合には、計画の対象事業所とならない旨の申告を求める。(この場合、計画の対象となることが明らかな事業所について申告を求める必要はない。)

#### 4 通知を受取られた事業所の皆様をお願いします

上記のような取り扱いとされているため、報告(調査)対象事業所・施設として通知しました事業所・施設であっても、実際には報告(調査)対象外である可能性があります。

通知を受取られた事業所・施設の皆様のうち、上記の算定方法で100万円以下の場合には対象外となりますので、皆様方でチェックしていただき、その結果、100万円以下(報告(調査)対象外)であり、このことにより報告(調査)を行わない事業所におかれましては、別紙「申告書」により、その旨申告していただきますようお願いいたします。

なお、算出した結果が100万円以下の場合であっても、報告(調査)は可能ですので、可能な限り「介護サービス情報の公表」を実施していただきますよう併せてお願いいたします。

#### 5 訪問調査及び公表計画について

訪問調査は、担当調査機関が調査実施月に、市区町村ごとに所在する調査対象事業所・施設の全てに行います。(担当調査機関、調査実施月については、「平成18年度「介護サービス情報の公表」市区町村別、担当調査機関別調査計画」をご覧ください。)

調査の実施に関する通知を、調査月の前月10日頃、情報公表センターから郵送します。

調査票の提出は、調査月の前月25日までに、情報公表センターに提出してください。調査機関から、訪問調査の日程調整の連絡が入りますので、その時に訪問調査日を決めてください。

公表手数料、調査手数料は通知に記載されている納期限までに必ず納付してください。

介護サービス情報の公表は調査月の翌月末日までに、情報公表センターのホームページに登載します。

#### 6 ホームページ登載している「介護サービス情報の記載要領」について

記載内容については、記入年月日(報告の提出期間内で、実際に記入した日又は報告月の締切日とします。)現在における内容を記載することとなっていますが、幾つかの項目については、「別の指示」があります。この「別の指示」については、以下のとおりとさせていただきます。

「計画の基準日の前月同日」とは、「記入年月日を含む月の前月同日」としてください。

「前年度1年間」とは、平成17年度(平成17年4月から平成18年3月までの1年間)としてください。

「計画の基準日の前1年間」とは、「記入年月日を含む月の前1年間」としてください。

「計画の基準日の前月」とは、「記入年月日を含む月の前月」としてください。